

# 健康経営優良法人の合併・分割時の対応

- 健康経営優良法人は法人単位の認定であるが、法人合併・分割等については様々なケースが考えられる。原則として以下の取り扱いとし、個別のケースは認定事務局において判断する。

認定後	No.	想定ケース	大規模法人	中小規模法人
合併・吸収	①	認定法人A（存続法人）と法人B（消滅法人）が合併	認定法人A（存続法人）における認定時の取り組みが、合併後の法人Aで実施されることの誓約をもって認定継続。（消滅法人Bの認定状況は問わない。） 存続法人Aが大規模認定の場合、大規模認定継続。中小規模認定の場合、中小規模認定継続。	
	②	不認定法人A（存続法人）と認定法人B（消滅法人）が合併	認定なし。	
分割	③	認定法人Aが存続法人A・新設法人Bに分割	認定法人Aにおける認定時の取り組みが、存続法人Aで実施されることの誓約をもって存続法人Aを認定。また、認定法人Aにおける認定時の取り組みが新設法人Bで実施されることの誓約をもって、新設法人Bは存続法人Aと共に認定された法人となる。	認定法人Aにおける認定時の取り組みが、存続法人Aで実施されることの誓約をもって、存続法人Aが認定法人Aの認定を継続。（新設法人Bは認定なし。）
	④	認定法人Aが新設法人Bを設立し、認定法人Aが傘下企業Aとなる（HD想定）	認定法人Aにおける認定時の取り組みが、新設法人B（HD想定）実施されることの誓約をもって、新設法人Bを認定。 また、認定法人Aにおける認定時の取り組みが傘下企業Aで実施されることの誓約をもって、傘下企業Aは新設法人Bと共に認定された法人となる。	認定法人Aの認定を傘下企業Aが継続。（新設法人Bは認定なし。）
申請直前	No.	想定ケース	大規模法人	中小規模法人
合併・吸収	⑤	【合併前の回答／申請】 法人A（存続法人）と法人B（消滅法人）が合併	存続法人Aが適合の場合、存続法人Aにおける回答時の取り組みが、合併後の法人Aで実施されることの誓約をもって認定。（消滅法人Bの回答状況は問わない。）	存続法人Aにおける申請時の取り組みが、合併後の法人Aで実施されることの誓約をもって認定。（消滅法人Bの申請状況は問わない。） 存続法人Aまたは消滅法人Bの健康宣言が引き継がれるかについては加入保険者に合併後の法人Aより確認が必要。
	⑥	【合併後の回答／申請】 法人Aと法人Bが合併	合併後の取り組みについて回答・申請し、適合の場合認定。	
分割	⑦	【分割前の回答／申請】 法人Aが存続法人A・新設法人Bに分割	法人Aが適合の場合、法人Aにおける回答時の取り組みが、存続法人Aで実施されることの誓約をもって存続法人Aを認定。 新設法人Bは法人Aの取り組みを同様に実施する場合、存続法人Aと共に認定された法人となる。	法人Aが申請を行い、法人Aにおける取り組みが、存続法人Aで実施されることの誓約をもって存続法人Aを認定。 法人Aの健康宣言が存続法人Aに引き継がれるかについては加入保険者に存続法人Aより確認が必要。（新設法人Bは認定なし。）
	⑧	【分割後の回答／申請】 法人Aが存続法人A・新設法人Bに分割	存続法人A・新設法人Bそれぞれの取り組みについて回答・申請し、適合の場合認定。	